

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和2年（2020年）8月11日】

1 熊本県における現状認識

国内における1日の新規感染者は、1,000人を超える水準で高止まりしているほか、九州内においても、毎日のように全県において感染者が確認されている。

本県における、期間中（8/4～8/10）の新規感染者は106名で、リンク不明感染者は19名であった。よって、リスクレベルについては、「レベル4特別警報」を維持する。

感染状況としては、クラスターに関連する感染者数は収束傾向にあるものの、家庭内感染やリンク無し感染者が増加しており、依然警戒が必要である。

これ以上の感染拡大を防ぐために、メリハリの利いた接触機会の低減を図っていく必要がある。すなわち、事業所及び施設のクラスター対策、家庭内感染対策、感染流行地との往来への注意、接待を伴う飲食店等への対策それぞれの強化が必要と考えられる。

全県を挙げて危機感を共有し、県民に基本的な感染防止対策及び「新しい生活様式」の実践を改めて強く啓発するとともに、今後の感染の拡大状況によっては、更に強い対策も検討する必要がある。

前回（8/4）	今回（8/11発表）
レベル4特別警報 なお、感染状況の傾向は、拡大傾向にある。	レベル4特別警報 なお、感染状況の傾向は、クラスターを除くと拡大傾向にある。

※リスクレベルは、「特別警報」、「警報」、「警戒」、「注意」、「平常」の5区分で判断する。

※レベルに加え、感染状況の傾向の判断を行う。

[熊本県リスクレベル]

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は

本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

※各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

2 県民の皆様へのお願い（8月11日発表）

熊本県のリスクレベルは【レベル4 特別警報】を維持します。
また、感染状況は、クラスターを除くと拡大傾向にあります。
つきましては、感染防止のため、次の対応を行います。

（1）県民の皆様等に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により要請すること

① 県民の方への要請

- ・ 不要不急の県外への外出自粛を要請します。
特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛して下さい。
- ・ 県外在住の親戚等へ、お盆期間等の帰省を控えるよう呼びかけて下さい。
- ・ 親族行事においては、多人数（10人以上）での会食を控え、発熱やかぜの症状がある場合は行事に参加しないようにしてください。
- ・ マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策の徹底を要請します。
- ・ 帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・ 高齢者、基礎疾患を有する方及びその御家族の方は、外出の際は感染防止対策を特に徹底することを要請します。
- ・ ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない「特定の飲食店」※の利用自粛を要請します。

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」
（令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡）

② 事業者の方への要請

- ・ 「特定の飲食店」※の事業者へ、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示することを要請します。
- ・ 企業及び事業所等における感染防止対策を要請します。
- ・ 社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底を要請します。
- ・ 事業所や施設内における感染防止対策においては、特に次の点に留意し具体化して下さい。
 - ・ 感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止のルール等を定めておくこと。
 - ・ 感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと。

③ 催事の主催者の方への要請

- ・ 催事的主催者の方へ、感染防止対策の徹底ができない催事の自粛を要請します。また、延期できる催事は極力延期して下さい。

(2) 基本的な考え方

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・コロナウイルス検査を受ける時や感染者との濃厚接触疑い時などに、保健所から自宅待機を指示された場合は、指示を守っていただきますようお願いいたします。

(3) 外出自粛について

- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えて下さい。
- ・外出の際は、マスクの着用や手指の消毒などを行い、特に観光地においては人との距離を確保して下さい。

(4) イベントの開催制限について

- ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難な お祭り・野外フェス等の開催は、中止を含めて慎重に検討してください。
- ・屋内のコンサート、展示会等については、収容率50%以内かつ**5,000人**以下のものは可能です。
- ・屋外のコンサート等については、十分な間隔(できれば2m)を取り、かつ**5,000人**以下のものは可能です。
- ・参加者がおおよそ把握できる地域の行事(盆踊り等)については、適切な感染防止策を講じたうえで実施してください。
- ・プロスポーツ等は、**収容率50%以内かつ5,000人以下のもの**は可能ですが、主催者において選手・出演者等に対し、適切な感染予防策を講じてください。
- ・いずれのイベント実施も、3密を避ける等の基本的な感染防止の徹底が条件です。
- ・全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談してください。

(5) 事業者の感染防止活動について

- ・県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。

(6) その他

- ・被災地での活動における感染防止対策のために、被災者、職員、支援者全ての立場の方(報道関係者を含む)は、「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」を用い、改めて徹底をお願いします。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの、積極的な利用をお願いします。

【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（5/12～8/10）：確定日ベース】

